



平成 28 年 8 月 24 日

各 位

会 社 名 サ イ ジ ニ ア 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 CEO 吉井 伸一郎
兼 オムニチャネル事業部長
(コード番号：6031)
問合せ先 取締役執行役員 CFO 横溝 大介
兼 経営管理部長
(TEL. 050-5840-3147)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 9 月 29 日開催予定の第 11 期定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社の事業内容の多様化及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第 2 条（目的）につきまして、当社の事業目的の追加及び所要の変更を行うものです。
- (2) 役付取締役の役位の整理を行い、経営環境の変化に対し機動的に対応できる執行体制を構築するため、現行定款第 14 条（招集権者及び議長）、第 23 条（代表取締役及び役付取締役）及び第 24 条（取締役会の招集及び議長）につきまして、役付取締役に係る規定を削除し、これに伴い株主総会及び取締役会の招集権者及び議長の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 9 月 29 日（木）
定款変更の効力発生日	平成 28 年 9 月 29 日（木）

以 上

【別 紙】定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～3. (条文省略) 4. <u>情報処理に関するコンサルティング及び管理並びにこれら業務全般の受託業務</u> 5. 各種マーケティング業務 6～9. (条文省略) (新設) (新設) (新設) (新設) 10. 前各号に附帯する一切の業務</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～3. (現行どおり) 4. 情報処理に関する業務 5. 各種マーケティング業務 6～9. (現行どおり) 10. <u>人工知能に関する技術の研究、企画、開発、販売及び保守に関する業務</u> 11. <u>知的財産権(著作権、特許権、実用新案権、意匠権等)及び技術的知識(ノウハウ)の取得、使用許諾、売買及び管理に関する業務</u> 12. <u>倉庫業、運送業、運送取扱業及びその仲介業並びに物流センターの管理・運営及び物流情報の収集処理に関する業務</u> 13. <u>前各号の業務に関連する教育、研修、技術指導及びコンサルティングの実施並びに業務受託</u> 14. 前各号に附帯する一切の業務</p>
<p>(招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって<u>取締役社長</u>が招集する。ただし、<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。 2 株主総会においては、<u>取締役社長</u>が議長となる。ただし、<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>	<p>(招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって<u>代表取締役(代表取締役が複数あるときは、あらかじめ定めた代表取締役)</u>が招集する。ただし、<u>代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u> 2 株主総会においては、<u>代表取締役(代表取締役が複数あるときは、あらかじめ定めた代表取締役)</u>が議長となる。ただし、<u>代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第23条 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で定める。 2 代表取締役のうち1名は取締役社長とし、当社の業務を執行する。 3 <u>取締役会の決議により、取締役の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。</u> 4 <u>取締役会の決議により、取締役の中から業務執行取締役を選定することができる。</u></p>	<p>(代表取締役) 第23条 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で定める。 2 <u>代表取締役は当社を代表し、当社の業務を執行する。</u> (削除) (削除)</p>
<p>(取締役会の招集及び議長) 第24条 取締役会は<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わって招集し、議長となる。 2 (条文省略) 3 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集及び議長) 第24条 取締役会は<u>代表取締役(代表取締役が複数あるときは、あらかじめ定めた代表取締役)</u>が招集し、議長となる。<u>ただし、代表取締役に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わって招集し、議長となる。</u> 2 (現行どおり) 3 (現行どおり)</p>

以 上